

提案第21号

合併協定項目23 男女共同参画事業の取扱いについて

合併協定項目23 男女共同参画事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 4 月 9 日提出  
始良西部合併協議会  
会 長 城光寺 俊和

男女共同参画事業の取扱いについて
<p>1 男女共同参画社会を形成するために，新市における「(仮称) 始良市男女共同参画推進条例」については，加治木町の例により，合併後，速やかに制定する。</p> <p>2 新市における男女共同参画計画については，合併後，「(仮称) 始良市男女共同参画審議会」を設置し，策定する。</p> <p>なお，新市の男女共同参画計画が策定されるまでの間は，「かじき男女共同参画プラン」及び「あいら男女共同参画プラン」を基に暫定的な計画として再編し，その計画に基づき各種事業を実施する。</p>